

要件	内容
<p><b>■薩摩川内市企業立地支援補助金</b></p> <p>① 対象施設 工業生産施設等（工業生産施設，情報サービス施設，研究開発施設，流通業務施設，次世代エネルギー関連施設等）の新設・増設・移転</p> <p>② 操業開始時期 ◎用地取得費補助を受ける場合 用地取得から5年以内 ◎施設設備費補助を受ける場合 施設取得から2年以内 ◎賃借費補助を受ける場合 賃借開始から2年以内</p> <p>③ 施設操業1年以内の新規雇用者数 新設・増設・移転 5人以上（実質増）</p> <p>上記，薩摩川内市企業立地支援補助金の要件を満たし，かつ，新規市内雇用者（操業開始日から1年を経過する日において引き続き6箇月以上継続して雇用され，かつ，本市に住所を6箇月以上有する者で雇用保険の被保険者）を雇用した事業者</p> <p><b>■商業施設立地支援補助金</b></p> <p>① 新規市内雇用者数 操業1年以内に新規50人以上（実質増）</p>	<p>①，②，③の補助金は，いずれかひとつの選択制</p> <p>① 用地取得費補助 用地取得費（造成費・解体費を含む）の一部を補助 ア 補助率 新設 5/10，増設・移転 3/10 ※ 市の指定する用地に立地した場合は新設6/10，増設・移転 4/10 イ 限度額（操業1年以内の新規雇用者数） 5人以上20人未満の場合…3,000万円 20人以上30人未満の場合…5,000万円 30人以上の場合…1億円</p> <p>② 施設設備費補助 施設設備（水道施設，光回線設備含む）の取得に要した経費の一部を補助 ア 補助率 新設 10/100，増設・移転 5/100 イ 限度額（操業1年以内の新規雇用者数） 5人以上20人未満の場合…3,000万円 20人以上30人未満の場合…5,000万円 30人以上の場合…1億円</p> <p>③ 賃借費補助 土地建物の賃借に要した経費の一部を補助（最長3年間） ア 補助率 新設 5/10，増設・移転 3/10 イ 限度額（操業1年以内の新規雇用者数） 5人以上20人未満の場合…1,000万円/年 20人以上30人未満の場合…2,000万円/年 30人以上の場合…3,000万円/年</p> <p>④ 通信費補助（情報サービス施設で50人以上の新規雇用に限る） 通信回線使用料の一部を補助（最長3年間） ア 補助率 新設 5/10，増設・移転 3/10 イ 限度額（操業開始1・2・3年後の新規雇用者の数） 50人以上100人未満の場合…1,000万円/年 100人以上200人未満の場合…2,000万円/年 200人以上の場合…3,000万円/年</p> <p>新規雇用補助 ア 補助額 新規市内雇用者数×30万円 （非正規雇用は20万円） ※ 障がい者は10万円加算 イ 限度額 1億円 ※ 竹セルロースナノファイバーを活用した事業は，雇用1名あたりの補助額が50万円（非正規雇用は30万円）に拡充されます。</p> <p>新規市内雇用者数×30万円（非正規雇用は20万円） ※ 障がい者は10万円加算 ※ 限度額…3,000万円</p>

## ■創業支援事業補助金

市内で創業する者や創業間もない者（創業2年未満）

- ① 対象経費  
 設立登記費用，店舗・事務所等新築改装費，設備費，専門家謝金，原材料費，外注加工費，委託費，旅費，広報費，資料購入費
- ② 補助率等

	区分	補助率	補助上限額	
			通常型	脱炭素・SDGs型
A	特定創業支援事業*に参加し，薩摩川内市から証明書の発行を受けた者で，会社法に定める会社を設立し，その代表者となる者	3分の2	100万円	150万円
B	特定創業支援事業*に参加し，薩摩川内市から証明書の発行を受けた者で，個人開業又は企業組合，協業組合，NPO法人等の設立を行い，その代表者となる者	3分の2	50万円	100万円
C	会社法に定める会社を設立し，その代表者となる者	2分の1	50万円	80万円
D	個人開業又は企業組合，協業組合，NPO法人等の設立を行い，その代表者となる者	2分の1	50万円	80万円

※ 特定創業支援事業：創業者の経営，財務，人材育成，販路開拓等の知識習得等を目的として，継続的に支援する取り組みで，本項では，「薩摩川内市創業スクール」のことを指す。

## ■U | J ターン者家賃等補助金

市内中小企業に就職したU | J ターン者が住宅を借り受ける際の家賃に対する補助

### <補助対象>

下記の要件を満たしたU | J ターン者

- ①本市に転入前後1年以内に市内中小企業に正規雇用された者
- ②自ら住宅を借り受け，家賃を払った者

- ・月額家賃×3/10（補助上限2万円）×12ヶ月分
- ・甌島地域は5/10（補助上限1.5万円）×12ヶ月分
- ・甌島地域は別途移住支援金を支給

## ■退職金共済制度加入促進補助金

中退共，特退共において，事業者の支払った掛金の補助

- ・一人当たりの1ヶ月分の掛金（上限5,000円）×3/10×6ヶ月分
- ・甌島地域は10/10